

諮問項目の類型化について

I 諮問項目の類型化の必要性等について

1 提案概要

匝瑳市個人情報保護条例（以下「条例」という。）における「要配慮個人情報の収集」等の例外事項のうち、**審査会の意見を聴いた上で公益上の必要性から「実施機関」が行うものについては、実施機関の事務処理の停滞、審査会の委員への負担軽減等を図る上から、あらかじめ、審査会の決定により包括的に類型化し、当該類型に合致する場合においては、審査会の意見を聴いたものとして、原則禁止の行為の例外として、当該行為を実施するものとします。**

また、類型に該当するかどうか判断しがたい事案については、当然に、その都度、審査会の意見を聴くものとします。

注 この資料において「諮問」とは、実施機関が公益上の理由等で、「収集の禁止」等の行為の例外事項を行うための条例に基づく手続として、「審査会の意見を聴くこと」をいいます。

2 提案理由等

条例は、実施機関において個人情報を適正に収集、管理等をしていくために、実施機関に対し、「要配慮個人情報の収集」、「本人以外からの個人情報の収集」、「外部提供」等の一定行為を原則として禁止しています。

また、条例は、それら原則禁止の例外として、法令等に定めがある場合等、当該禁止行為を行ったとしても、個人の権利利益を侵害するおそれの少ないものを一定の範囲で規定しています。

例外事項のうち、「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由がある場合」等は、市の事務事業のすべてが法令等に根拠を有するものではないことから、行政運営上において「法令等による例外」以外の例外措置を必要とする場合が想定されるため規定されています。

しかし、当該例外事項に該当する事務事業は、軽易なものから様々なものが想定され、その1つひとつの案件に対して、審査会の意見を聴いた上で当該案件を実施していくことは、実施機関の事務処理を著しく停滞させ、ひいては市民等の利益を損ない、又は審査会の委員に過度の負担をかけることとなり、効率的な行政運営に支障が出るおそれが考えられます。

そこで、審査会に諮問すべき「公益上の必要その他相当の理由がある」等の場合のものについて、あらかじめ、審査会の決定により包括的に類型化し、当該類型に合致する場合においては、審査会の意見を聴いたものとして、原則禁止の行為の例外として、当該行為を実施するものとするを上記1のとおり提案します。

また、類型化した諮問事項の運用としては、事前に禁止行為の例外措置の一定範囲を承認しておくことにより、あらためて審査会の意見を聴く必要がないものとして、実施機関において適正に処理するものとします。

なお、類型化した諮問事項であっても運用していく上で類型に該当するかどうか判断しがたい事案については、その都度、審査会の意見を聴くものとします。

II 諮問事項の類型化について

類型化する諮問事項は、次のとおりとします。

- 1 収集禁止の例外の類型（条例第7条第2項第2号）
- 2 本人以外の収集禁止の例外の類型（条例第7条第3項第7号）
- 3 目的外利用又は外部提供の例外の類型（条例第8条第5号）

1 収集禁止の例外の種類

条例第7条第2項第2号の規定により、審査会の意見を聴いた収集禁止の例外の種類

	類 型	収集する個人情報
1	市民等からの相談、要望、陳情、意見等の中で相談者等の意思により、 要配慮個人情報 に係る個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集することとなる場合	信条、人種、社会的身分、犯罪の経歴、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続、
2	作文のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記述内容に含まれる 要配慮個人情報 に係る個人情報を収集する場合	犯罪により害を被った事実、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果、
3	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された 要配慮個人情報 に係る個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して収集する場合	医師等からの指導・診療・調剤
4	議員等の政党名、会派名、政治理念等の 信条 に係る 要配慮個人情報 を収集する場合	信条
5	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため 宗教に係る要配慮個人情報 を収集する場合	信条
6	国際交流に資するため海外から研修生や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障を来さないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため 信条に係る要配慮個人情報 を収集する場合	信条
7	病院、介護老人保健施設、保健センター等の機関が診療行為、検診、健康診査、保健指導等を行うに当たり、患者等の 要配慮個人情報 を収集する場合	信条、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果、医師等からの指導・診察・調剤

	類型	収集する個人情報
8	市が管理する所有物の瑕疵や市の管理下の行事及びボランティア活動中の事故により市民等が負傷した場合に要配慮個人情報を収集する場合	心身の機能の障害、医師等からの指導・診療・調剤
9	栄典、表彰等の選考又は委員の推薦を行うため、候補者の要配慮個人情報を収集する場合	犯罪の経歴、刑事事件に関する手続、病歴、心身の機能の障害
10	生活保護の決定及び実施に資するため、対象者の要配慮個人情報を収集する場合	犯罪の経歴、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続、犯罪により害を被った事実、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果、医師等からの指導・診療・調剤
11	中国残留邦人等への支援給付に資するため、対象者の要配慮個人情報を収集する場合	犯罪の経歴、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続、犯罪により害を被った事実、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果、医師等からの指導・診療・調剤
12	特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、対象者の要配慮個人情報を収集する場合	犯罪の経歴、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続犯罪により害を被った事実、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果

	類型	収集する個人情報
1 3	ひとり親、子育て世帯に対し、必要な支援や要保護等を行うに当たり、また、子どものための教育・保育給付の支給認定等の判断をするに当たり、要配慮個人情報を収集する場合	刑事事件に関する手続、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果、医師等からの指導・診療・調剤
1 4	高齢者福祉サービス、高齢者支援等の適格な対象者であるか判断をするに当たり、対象者の要配慮個人情報を収集する場合	病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果、医師等からの指導・診療・調剤
1 5	選考、採用等の人選とその後の処遇に当たり、また、採用後の人事管理及び健康管理に当たり、要配慮個人情報を収集する場合	刑事事件に関する手続、健康診断の検査結果
1 6	幼稚園、保育所、学校等における園児、児童及び生徒の健康管理又は教職員等の人事管理及び健康管理に当たり要配慮個人情報を収集する場合	犯罪の経歴、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果
1 7	児童及び生徒の指導並びに支援に関する事務を行うに当たり、対象者の要配慮個人情報を収集する場合	犯罪の経歴、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続、犯罪により害を被った事実、心身の機能の障害、医師等からの指導・診療・調剤、
1 8	災害、事故等が発生した場合に、調査・報告等を行うに当たり、対象者の要配慮個人情報を収集する場合	心身の機能の障害、健康診断等の検査結果

	類型	収集する個人情報
19	特定の健康診査の結果を別の健康診査とみなす場合、また、その検査結果により指導を行うか判断をするに当たり、対象者から健康診断等の検査結果に係る要配慮個人情報を収集する場合	健康診断等の検査結果
20	市税等の賦課、減免及び滞納処分を行うに当たり、対象者の要配慮個人情報を収集する場合	信条、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の検査結果
21	公営住宅の管理に資するため、対象者の心身の機能の障害に係る要配慮個人情報を収集する場合	心身の機能の障害

※1～7までは現行の類型項目（1～7のうち、朱書きの部分は改正した箇所である。）

8～21までは今回新たに設定する類型項目である。

2 本人以外の収集禁止の例外の種類

条例第7条第3項第7号の規定により審査会の意見を聴いた本人収集の原則の例外の種類

	類	型
1	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他の候補者に関する個人情報	本人以外の者から収集する場合
2	法人等又は事業を営む個人に対して指導し、又は補助金の交付を行うに当たり、当該法人等の職員等、当該法人等の設置する施設の利用者等に関する個人情報	当該法人等から収集する場合
3	委員、講師等を人選するため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報	当該候補者の所属する団体等から収集する場合
4	市民等からの相談、要望、陳情、意見等により提供される情報の中に当該市民等以外の個人情報	が含まれている場合
5	所在不明、心身喪失等の理由により、本人から収集することが困難な場合	
6	実施機関以外の市の他の機関、国、県、他の市町村その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報	が含まれている場合
7	争訟、評価、指導等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められる場合	
8	病院等の機関が診療行為、疾病予防等のために本人の家族等から本人に関する個人情報	を収集する場合

3 目的外利用又は外部提供の例外の種類

条例第8条第5号の規定により審査会の意見を聴いた目的以外の利用・提供の禁止の例外の種類

	類 型
1	<p>弁護士法第23条の2の規定による弁護士会からの照会に対して報告する場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
2	<p>法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
3	<p>行政機関が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合</p> <p>ただし、当該行政機関が法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が求められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
4	<p>資料の送付又は事業等の案内のために、保有する名簿等を当該実施機関内で利用し、又は市の他の機関に提供する場合</p> <p>ただし、送付又は案内による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が送付又は案内を拒んでいる場合を除く。</p>

	類 型
5	<p>委員、講師等の人選のため、当該委員等の個人情報を当該実施機関内で利用し、又は市の他の機関、国、県、他の市町村に提供する場合</p> <p>ただし、個人情報を取り扱う側に事務上の支障等から本人収集が困難な場合に限る。</p>
6	<p>報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合</p> <p>ただし、報道機関を通じて一般市民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般市民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
7	<p>市民の生命、身体又は財産の安全のために、保有する名簿等を消防機関の要請に応じて提供する場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

※7は今回新たに設定する類型項目である。